

令和3年11月1日

特殊詐欺被害の未然防止に向けたATM取引制限の見直しについて

当組合では、特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みとして、平成30年4月26日より、一部のお客様を対象に振込を含むATMにおける取引の制限を実施し、制限の対象となるお客様につきましては、定期的に更新させていただいております。

このような中、犯罪グループの手口も巧妙化し被害が多発している状況にあることや、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取組要請も踏まえ、下記のとおり ATMにおける1日あたりの出金限度額を20万円に引き下げる制限の追加により、更なる被害防止及び被害額の極小化に努めることといたしました。

本県において特殊詐欺（盗難カード、振り込め詐欺など）が多発しており、昨今は犯罪グループが金融機関や警察等を名乗り、高齢者の方からキャッシュカードを詐取し、ATMからお金を引き出すなど手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

対象となるお客さまにはご不便をお掛け致しますが、「お客さまの大切な財産をお守りするため」の対応であり、詐欺被害防止の成果がさらに高まることが期待できますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

| 対象年齢 | お取引状況 | 制限内容 (1日あたり) | 既往 新規 |
|-------|---|-----------------|-------------|
| 70歳以上 | ① 過去3年間取引のない口座 | 0円 | 既往制限 |
| | ② <u>①以外で、過去1年間ATMで20万円を超える取引をしていない口座</u> | <u>20万円</u> | <u>新規制限</u> |

2. 対応開始時期

令和4年1月26日（水）

※一部のお客様は1月27日（木）に適用されます。

3. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、通帳、お届け印及びご本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参の上、お取引のあるJA窓口までお申し出ください。



静岡県警察本部生活安全部 参事官兼生活安全企画課長のコメント

今年の静岡県内における特殊詐欺被害は、6月末までは減少傾向で推移していましたが、7月以降、被害が大幅に増加し、被害件数は増加に転じております。

手口別では、息子などの親族を騙って現金やキャッシュカードを騙し取る「オレオレ詐欺」が急増しており、8月末現在の被害額は約4億2,300万円（前年同期比-360万円）となっております。

万が一お客様のキャッシュカードが犯人の手に渡ったとしても、その被害を最小限に食い止めなければなりません。

そのため、県警察では更なる被害防止を図るために、JAバンク静岡に対しまして、ATMでのキャッシュカードによる出金制限の取組強化（出金制限範囲の拡大）について協力依頼を行いました。

キャッシュカードを詐取又は窃取された被害者の多くは70歳以上の高齢者であり、被害に気づかないまま、連日、出金限度の現金を引き出された結果、高額被害にあわれる方もいらっしゃいます。

富士宮農業協同組合におかれましては、更なる出金制限への取組に関しまして敬意と感謝を申し上げますとともに、今後とも特殊詐欺被害防止対策へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

静岡県警察本部生活安全部
参事官兼生活安全企画課長

【本件に関するお問い合わせ先】

富士宮農業協同組合

金融部

電話：0544 - 58 - 5303